

審査メモで示された論点に対する回答

7 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係

(論点)

1. 教員数(従事者数)

「学校調査票(幼保連携型認定こども園)」で把握される新幼保こども園の保育関係教員(保育教諭等)や職員(保育士)と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる保育士との関係はどのようなことになるのか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。(幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者に関する保育教諭の資格に関する経過措置の影響、常勤換算の把握の問題等)

2. 在園者数(在所児数)

「学校調査票(幼保連携型認定こども園)」で把握される新幼保こども園の在園者数のうち2号認定子ども及び3号認定子ども(いずれも保育を必要とする者)の人数と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる在所児数との関係はどのようなことになるのか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。(在園者の学年齢と満年齢の相違の問題等)

3. 建物施設の状況

「学校施設調査票(高等学校等)」で把握される新幼保こども園の建物面積等と社会福祉施設等調査で把握されることが考えられる建築延面積等との関係はどのようなことになるか。調査事項を工夫し、データ移送すること等により、一方の調査で他の調査を代替する余地はないか。

(回答)

1. 教員数(従事者数)及び2. 在園者数(在所児数)について

厚生労働省が担う「保育」についていえば、年度当初以降入所児童数が徐々に増加し、これに伴い職員数も増加するという特徴がある。

更に入所時点の児童の満年齢と入所児童数に応じて規定される職員の配置基準には常勤換算の概念があるため、これまで、社会福祉施設等調査保育所票調査において、年度の中央でもある10月時点における在所児童数、職員数及びその常勤換算数を一連として「保育」全体の実態把握を行ってきたところである。

今回のような制度改正前後においては、当然、継続的に実態把握を行ってきた従来の数値との比較検証及び新たな制度下における当該施設等の実態把握をする必要があることから、「保育」機能を担う新幼保こども園については、幅広い調査事項による調査実施も視野に入れつつ、社会福祉施設等調査の一部として、引き続き調査を行う必要があると考えている。ただし、例えば、新幼保こども園の従事者については、職種の名称変更を行うなど、新制度への対応もあわせて検

討していく予定である。

なお、現在、政府が取り組む「待機児童解消加速化プラン」の推進に当たり、厚生労働大臣自ら保育士確保に向けたメッセージを発信するなど、保育士の確保は重要な課題となっている。この中で必要保育士数等の推計は、社会福祉施設等調査で把握する常勤・非常勤を含めた保育士数を用いている。

更に、社会福祉施設等調査で把握する自治体単位の保育所の在所児数、常勤換算（常勤（専従-兼務）・非常勤別）の保育士数、経験年数別の保育士数等は、

- ・都道府県において、新制度における都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定めることとされている保育等を行う者の見込み数の算出
- ・国において、今後確保しなければならない保育士数の見込み数の算出

のために用いていることなどから、これまで同様に、社会福祉施設等調査における把握が必要と考えている。

なお、社会福祉施設等調査において、平成24年より、各自治体から提供を受ける調査対象に関する情報を「基本票調査」として把握し、公表している（10月1日現在の調査）。両調査間における対象名簿情報のデータ移送にあたっては、まずは、この「基本票調査」の結果数値や調査実務面への影響等も踏まえた慎重な検証を行う必要がある。

3. 建物の状況について

社会福祉施設等調査において、3年周期で実施する精密年にのみ把握する調査事項のうち、例えば、「建築延面積」については、同調査と学校基本調査の調査期日は異なるものの、5月現在既に同調査の調査対象となっている施設について、概ね変化はないと思われることから、調査対象の負担軽減の観点を考慮しつつ、今後、検討したい。